

国立大学法人浜松医科大学（医学部、光医学総合研究所）と
国立大学法人静岡大学（情報学部、工学部、電子工学研究所）と静岡市との
医工情官・地域連携に関する協定書

国立大学法人浜松医科大学医学部（以下「甲」という。）、国立大学法人浜松医科大学光医学総合研究所（以下「乙」という。）、国立大学法人静岡大学情報学部（以下「丙」という。）、国立大学法人静岡大学工学部（以下「丁」という。）、国立大学法人静岡大学電子工学研究所（以下「戊」という。）、及び静岡市（以下「己」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が、それぞれの資源、機能等を活用し、医療、介護及び健康分野の地域課題解決、地域社会の発展及び研究等の機能強化を目指し、相互に連携・協力することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野の調査・研究・実施に関して連携・協力するものとする。

- （1）地域貢献に関すること
- （2）医療、介護の充実に関すること
- （3）健康寿命の延伸に関すること
- （4）医工情分野の研究に関すること
- （5）人材育成に関すること
- （6）その他、相互に連携・協力が必要と認められる事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定に基づく活動において、相互に知り得た事項について、本協定の目的以外のために使用し、または第三者に提供してはならない。ただし、法令等の規定により開示する場合又は甲、乙、丙、丁、戊及び己で協議を経た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この協定の有効期間の満了後も有効に存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己から改廃の申出がないときには、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙、

丙、丁、戊及び己が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和7年12月12日

（甲）国立大学法人浜松医科大学
学長

（丁）国立大学法人静岡大学
工学部長

渡邊 裕司

福田 充宏

（乙）国立大学法人浜松医科大学
光医学総合研究所長

（戊）国立大学法人静岡大学
電子工学研究所長

院内 康臣

青木 徹

（丙）国立大学法人静岡大学
情報学部長

（己）静岡市長

小西 達裕

難波 喬司